

2019年12月6日

会員各位

日本テクニカルアナリスト協会  
事務局

## 災害被災者に対する年会費免除について（追加指定のご連絡）

2019年10月21日付の「お知らせ」において、年会費免除申請の対象となる「激甚災害」の具体例について、追加事例が内閣府より発表されましたので、ご連絡申し上げます。

2019年12月4日に内閣府（防災担当）から発表された「激甚災害」の指定は、それまでの台風19号の暴風雨による災害に加え、その直後に発生した台風第20号および第21号の暴風雨による災害も加えるという内容です。

この発表をうけまして、当協会では前述の10月21日付「お知らせ」に記載された「1. 年会費免除申請に必要な要件」で例示された「激甚災害具体例の(3)」を以下のよう  
に訂正いたします。

### **（現行記載）**

(3) 2019年10月13日から14日までの台風第19号による暴風雨等による災害

### **（訂正後）**

(3) 2019年10月11日から同月26日までの台風19号、第20号および第21号による  
暴風雨による災害

尚、その他の具体事例(1)ならびに(2)および「2. 申請方法」「3. 年会費免除期間」については変更ございません。該当する激甚災害に遭われた会員におかれましては、申請要領に基づき、ご申請ください。

末尾ながら、本年6月以降の一連の台風・集中豪雨で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

以上